

令和2年度当初

予算概算決定の概要 動物衛生課

令和元年12月

農林水産省

家畜衛生の推進（ソフト）

【令和2年度予算概算決定額 消費・安全対策交付金 3,020 (2,017) 百万円の内数】

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、家畜衛生に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や**野生動物の対策強化**の取組を進めます。

<政策目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

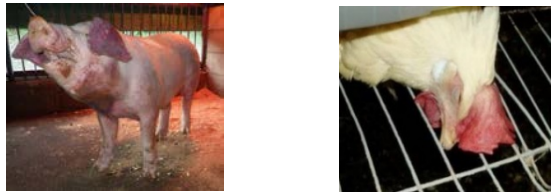
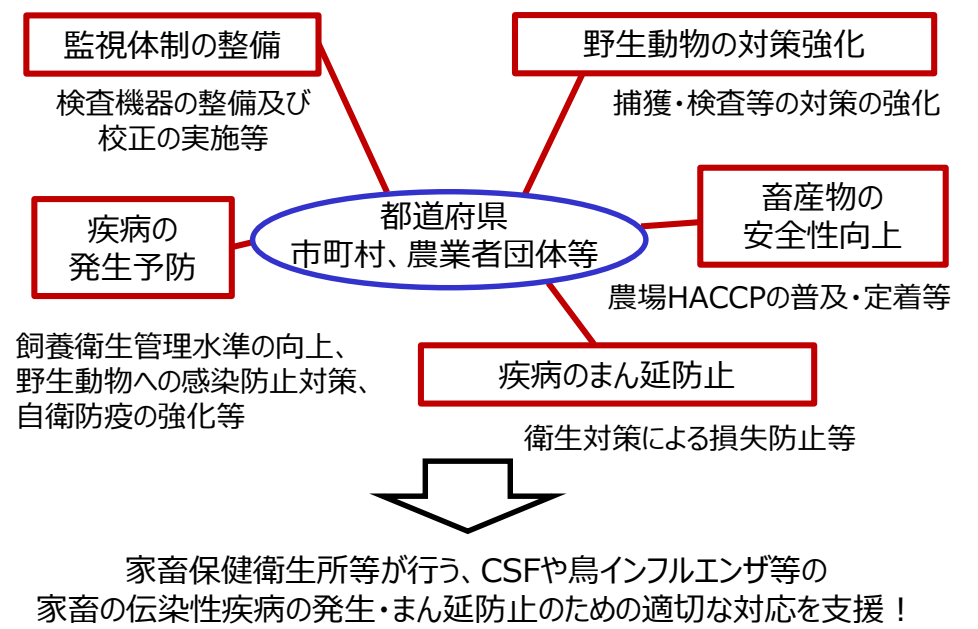
<事業の内容>

<事業イメージ>

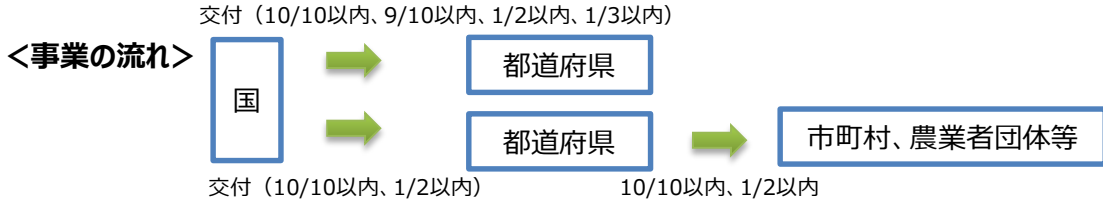
1. 監視体制の整備【継続】
- 家畜保健衛生所において検査精度を担保する上で不可欠な検査機器の整備及び校正等を支援します。
2. 家畜の伝染性疾病的発生予防【拡充】
- 地域が一体となった防鳥ネットや消毒機器の整備などの飼養衛生管理水準の向上の取組を支援します。

○ 残飯を介した野生動物への感染防止対策（ごみ箱・看板設置）を支援します。

○ 勉強会の開催、ICTを活用した農場の要改善か所の確認点検等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど自衛防疫を強化する取組を支援します。
3. 家畜の伝染性疾病的まん延防止（継続）
- 地域で課題となっている生産性を低下させる疾病について、関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等による損失防止の取組を支援します。
4. 畜産物の安全性向上（継続）
- 生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等による安全な畜産物の安定的な供給体制の整備を支援します。
5. 野生動物の対策強化【新規】
- 野生動物による伝染性疾病的まん延防止のため、捕獲・検査等の対策の強化に必要な資材の整備等にかかる費用を支援します。



（CSF及び鳥インフルエンザの症状）



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備**、地域における疾病のまん延防止、**養豚農場への野生動物の侵入防止の取組**を支援します。

＜政策目標＞

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞

1. 高度バイオセキュリティ対応施設の整備【継続】

- 家畜保健衛生所等において、家畜の伝染性疾病的発生時に迅速な病性鑑定を実施し正確な診断結果を得るための**高度なバイオセキュリティを有する検査施設**に加え、**野生動物の病性鑑定を適切に実施し、家畜の病性鑑定材料への交差汚染を防止**するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。

2. 地域における車両消毒施設の整備【継続】

- 地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りすると畜場、家畜市場等の出入口における車両消毒施設の整備を支援します。

3. 野生動物侵入防止柵の設置【新規】

- **ASF**の養豚農場への侵入を防止する体制を確保するため、**野生動物侵入防止柵の整備**を支援します。

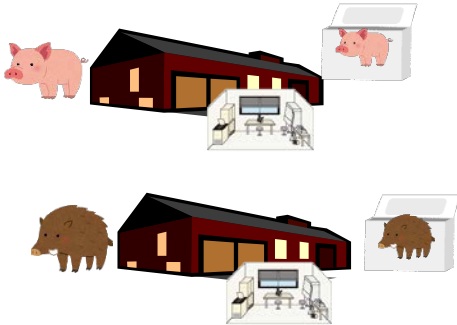
＜事業イメージ＞

＜高度バイオセキュリティ対応施設の整備＞

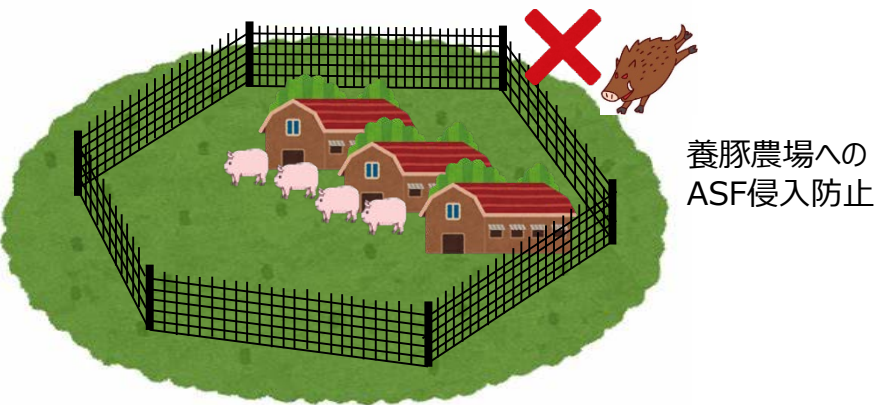
野生動物の病性鑑定を適切に実施し、家畜の病性鑑定材料への交差汚染を防止するための

- ・遺伝子検査
- ・解剖及び採材
- ・病性鑑定畜の保管

等を実施するための施設を整備

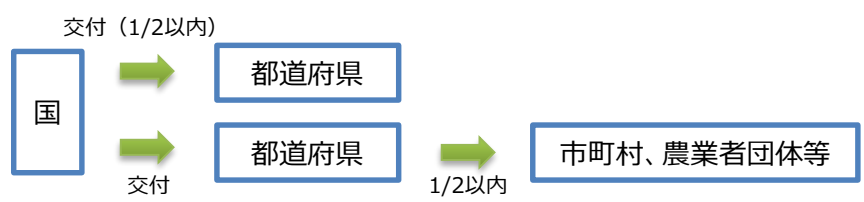


＜野生動物侵入防止柵の整備＞



養豚農場へのASF侵入防止

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑に進めます**。また、牛の結核病及びブルセウ病について、平成30年度から開始している**清浄性確認サーベイランスを継続し、清浄化を達成**します。（なお、平成31年度から死亡牛のBSE検査について①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛について対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げました。）

＜政策目標＞

- 死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認
- 我が国における牛の結核病及びブルセウ病の清浄化を達成

＜事業の内容＞

1. 死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する

助成

- 死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。

2. 牛の結核病・ブルセウ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用

の助成

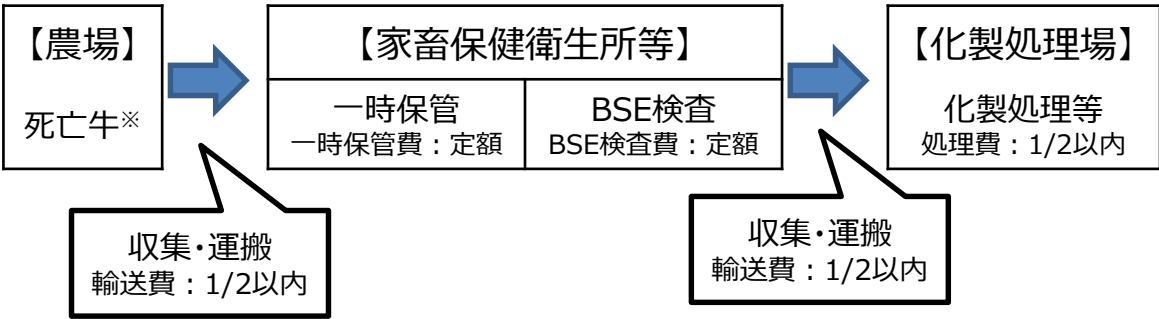
- 牛の結核病及びブルセウ病の**清浄性確認サーベイランスを実施**する際に、検査対象となった牛の飼養者に対し、**検査に要する費用を助成**します。

＜事業の流れ＞



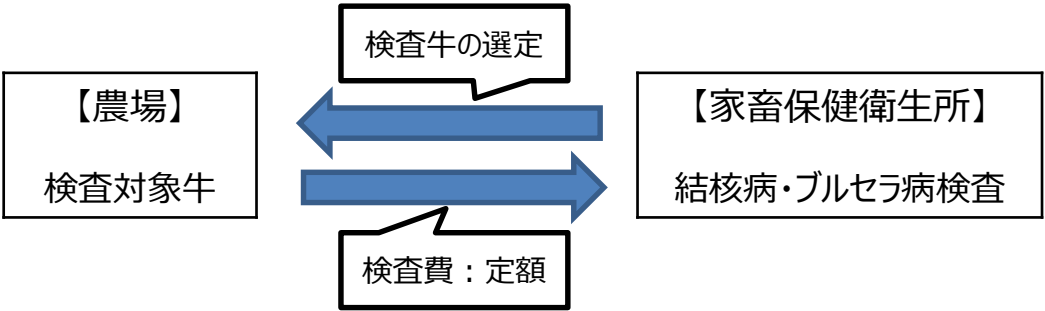
＜事業イメージ＞

【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



※一般的な死亡牛の検査対象月齢：96か月齢以上

【牛の結核病・ブルセウ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用の助成】



＜対策のポイント＞
生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病の清浄化・発生予防に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。また、H A C C P の考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化**することにより、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼を確保します。

＜政策目標＞
①家畜の伝染性疾病の感染拡大防止・清浄化の推進、②地域一体となった農場の生産性向上に向けた家畜衛生対策及び越境性疾病対策への意識向上、③生産者による飼養衛生管理の向上、④吸血昆虫が媒介する流行性疾病の発生予防、⑤農場H A C C P に関する取組農場の拡大意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 疾病清浄化支援対策〔拡充〕

① 全国流行疾病対策：牛のヨーネ病、E B L（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢・粘膜病に対し、感染拡大の防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援**するとともに、国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用のC S F ワクチンの備蓄等を支援します。

② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：これまで、地域で生産性を阻害する疾病への対策について、**衛生管理の点検と見直しや専門獣医師によるコンサルティング等**によって生産性を向上させる取組を支援してきたが、これらは我が国で26年ぶりに発生したC S F や近隣諸国で発生しているA S F 等の**越境性疾病等に対しても有効**であるため、当該取組等についても支援します。

2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

○ 飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等の衛生指導を受ける取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための組織的ワクチン接種を支援します。

3. 農場H A C C P 導入推進強化事業

○ 農場H A C C P の取組による経営メリットが確認できる事例について、畜種ごとに定量的に分析し、広く紹介・周知するとともに、農場指導員の養成を行います。加えて、海外のバイヤー等に農場H A C C P について周知し、**海外からの農場H A C C P 認証農場の視察を受け入れます。**

＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策＞

関係者の連携
↓
生産者、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師等が連携し課題を共有

農場カルテ・地域カルテの作成
↓
農場及び地域における現状と課題の把握、地域検討会における多角的検討

対策計画の作成
↓
カルテを踏まえた対策計画の策定

対策の確立・推進（拡充内容）
↓
カルテを踏まえた管理獣医師によるコンサルティング

疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上

優良モデル確立
全国的に横展開

＜事業3：農場H A C C P 導入推進強化事業＞

経営メリットを定量的に示して、生産する畜産物の品目ごとの取組内容を広く紹介・周知

対海外向け広報・周知
・海外のバイヤー等への農場HACCPの周知（多言語パンフレット、HPの作成等）
・海外からの農場HACCP認証農場の視察受け入れ

農場指導員の養成
農場HACCPの認証が増加している畜産が盛んな地域における指導体制を強化するため、農場指導員を養成

横展開を図り、農場HACCPに取組む農場の裾野を広げる

＜対策のポイント＞

豚流行性下痢のワクチン等について、**需要急増時に備えた保管**を支援します。

＜政策目標＞

- 動物用ワクチン等の需要急増時に備えた流通体制の整備
- 動物用ワクチン等の保管支援及び緊急時における安定供給の推進

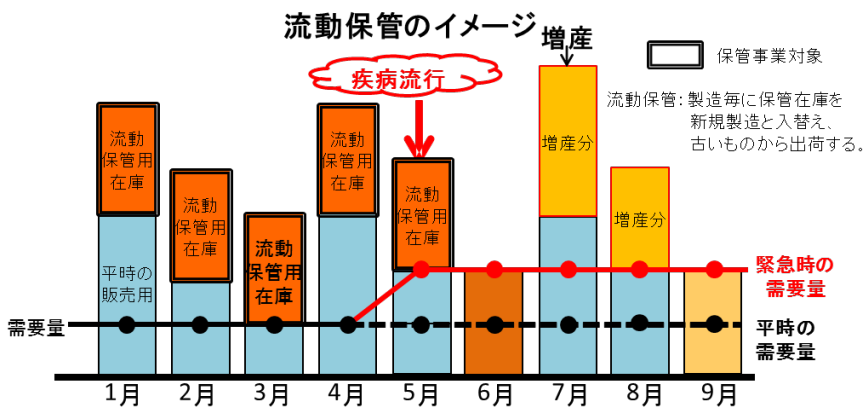
＜事業の内容＞

1. 緊急時ワクチン等流通体制整備

- 保管対象ワクチン等の選定・保管量の算定の実施とともに、緊急時における動物用ワクチン等の流通体制の整備を支援します。

2. 動物用ワクチン等保管費

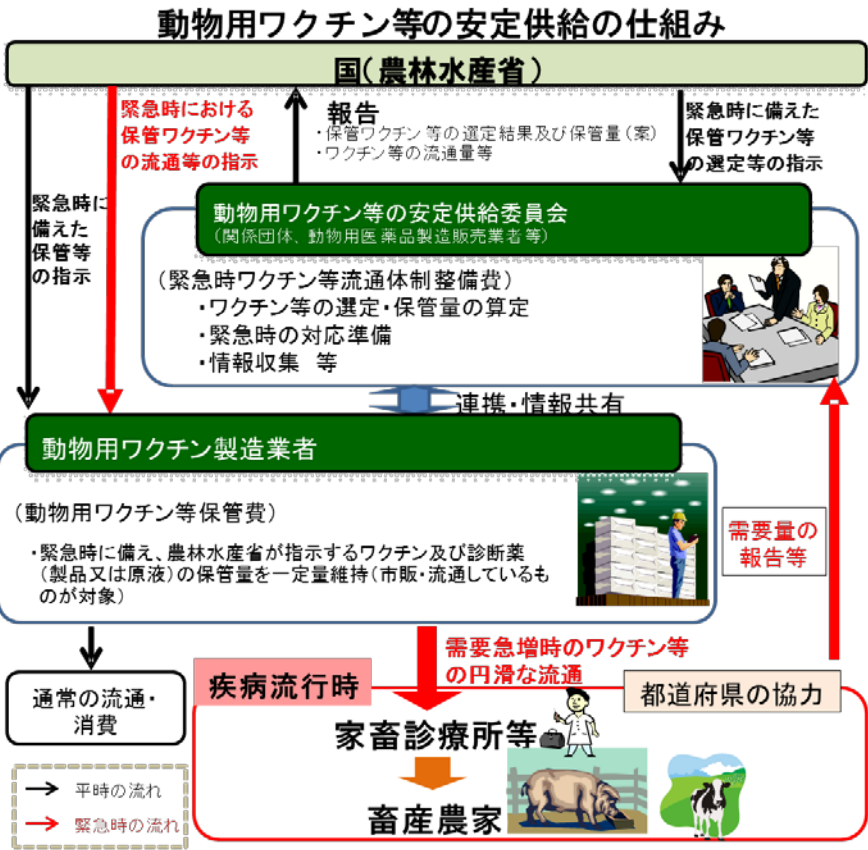
- ワクチン等の保管に際して生じる金利、保管経費、冷蔵装置の整備等を支援します。



＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の監視・早期診断体制を整備します。

＜政策目標＞

①家畜の伝染性疾病の検査用試薬の製造・配布、②診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析、③家畜の伝染性疾病の診断体制強化、④全国の家畜保健衛生所等（168か所）における検査精度を向上〔令和2年度まで〕、⑤野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病の調査・監視体制の整備

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病検査・監視体制整備推進事業〔拡充〕

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
ASF（アフリカ豚コレラ）、口蹄疫、鳥インフルエンザの防疫上重要な疾病の診断体制の整備に資するよう、防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。
- ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
口蹄疫について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

2. 野生動物監視体制整備事業〔継続〕

- 捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（ヨネ病、CWD、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の感染状況を調査します。

3. 家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業〔継続〕

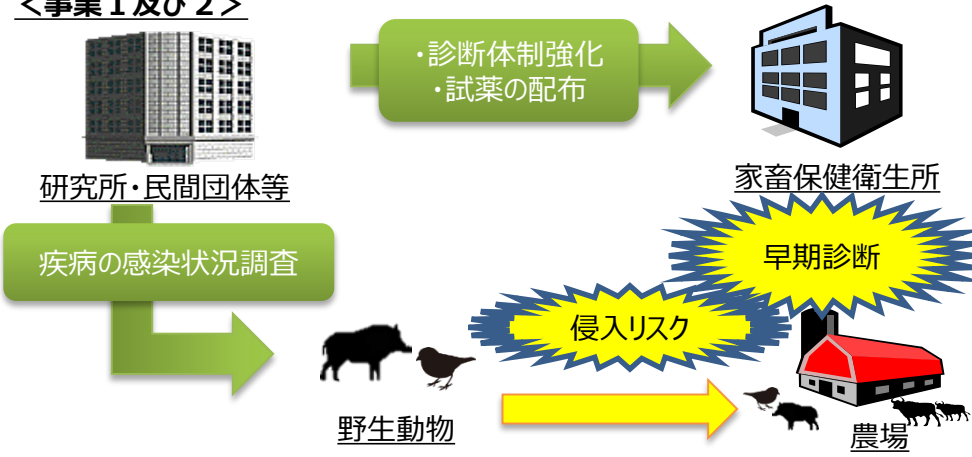
- 全国の家畜保健衛生所等（168か所）に対して外部精度管理調査を実施するとともに、精度管理に関する講習会を開催します。

＜事業の流れ＞

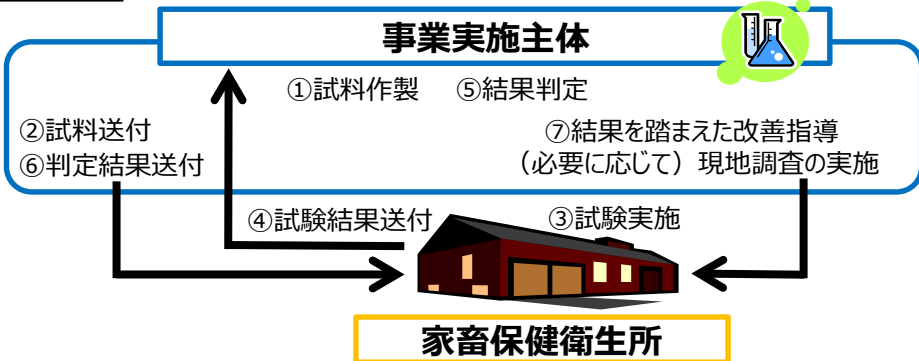


＜事業イメージ＞

＜事業1及び2＞



＜事業3＞



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費

【令和2年度予算概算決定額 5（10）百万円】

＜対策のポイント＞

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、ダニによって媒介される馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及びまん延を防止するため、競技場のダニの生息調査及び駆除を実施します。

＜政策目標＞

- 我が国における馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

＜事業の内容＞

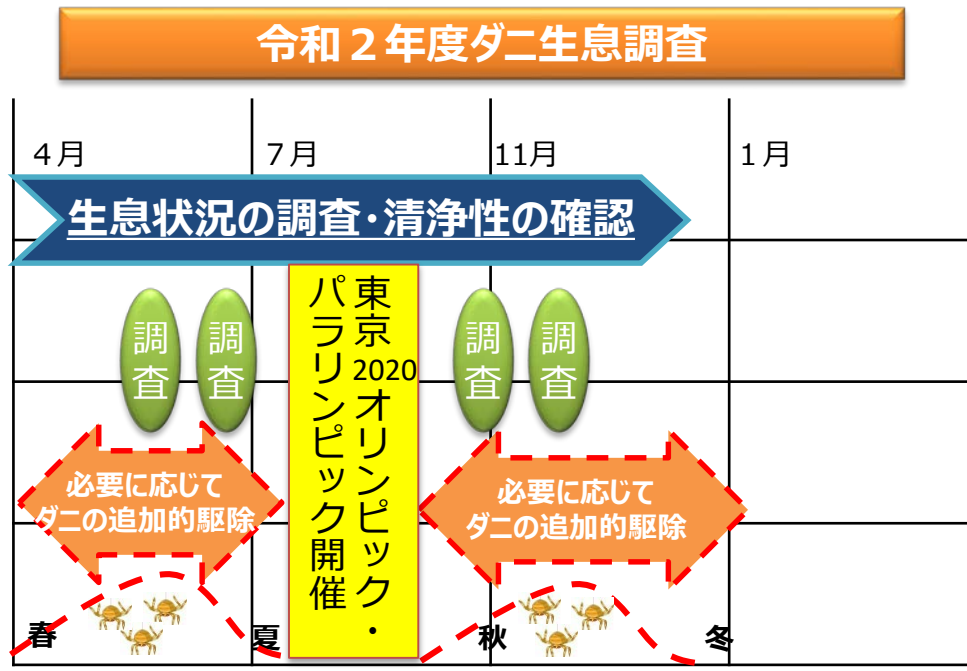
馬術競技場におけるダニの清浄性確保作業

- ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において馬術競技の会場となる馬事公苑及び海の森公園を対象区域とし、ダニが活動する春及び秋にダニの生息調査を実施します。
- ②ダニの生息調査によりダニが確認された区域及び駆除が必要と判断された区域を対象に、ダニの駆除を実施します。
- ③令和元年度までに実施されたダニの生息調査及び駆除によって確認された競技場の清浄性を、大会が終了するまで維持・確保します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



- 平成28年度からダニの生息状況調査を開始し、清浄性を確認・維持。
- ダニの種類により活動時期が異なるため、複数回の生息調査を実施。
- 本大会終了後における馬ピロプラズマ病の清浄性を確保。

＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、**OIE認定施設の国際的な活動**を支援します。

＜政策目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる疾病等への診断・対策強化
- 動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

1. OIE認定施設の国際的な活動の支援

- OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

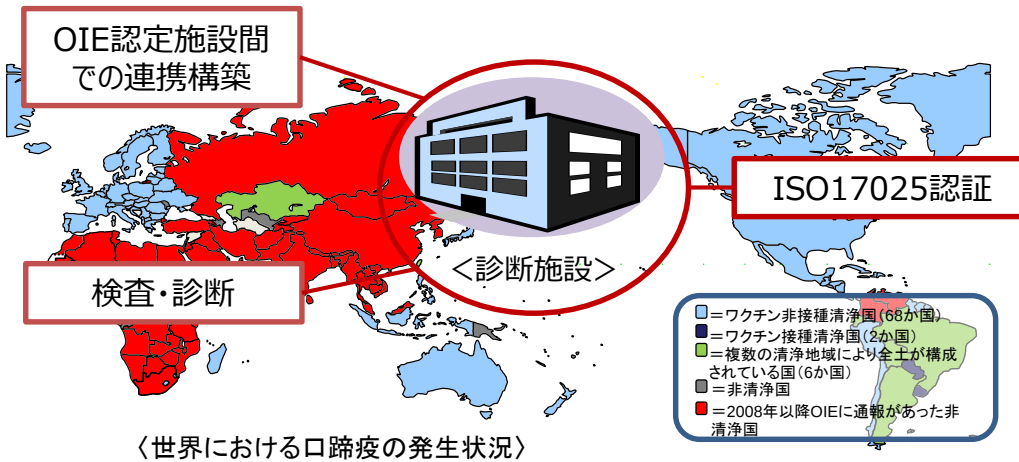
2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

- ISO 17025の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加

我が国で未発生又は発生が稀となっている疾病に対しても迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、CSF、ASF、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の**家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止**を図ります。

<政策目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

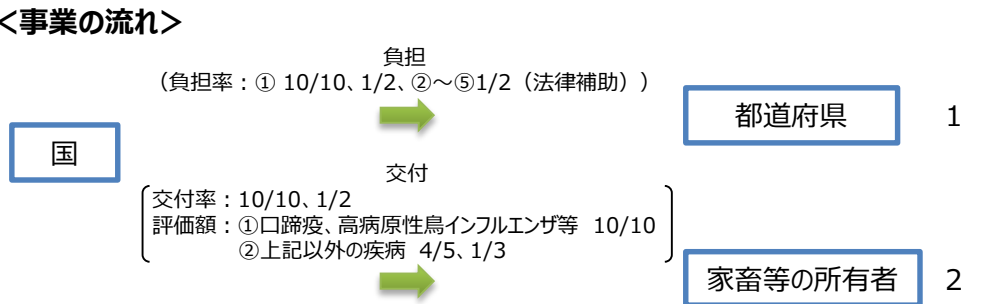
1. 家畜伝染病予防費負担金
家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
- ② CSFワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
- ③ 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
- ④ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額

等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金
家畜伝染病予防法の規定により、**と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付**します。

また、CSF、ASF、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。



家畜伝染病予防費負担金 (対象：都道府県)	患畜処理手当等交付金 (対象：家畜の所有者)
モニタリング検査、農場の立入検査、CSFワクチン接種、飼養衛生管理指導等に要する経費	発生状況確認のための検査、家畜等の移動・搬出制限、患畜・疑似患畜の焼埋却、消毒ポイントの設置等に要する経費
発生予防の取組	患畜・疑似患畜の焼埋却に要する経費、患畜・疑似患畜の手当金
まん延防止の取組	

＜対策のポイント＞

動物検疫体制を充実強化することにより、ASF（アフリカ豚コレラ）、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病に対する水際措置に万全を期します。

＜政策目標＞

- 家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

＜事業内容＞

観光立国の推進により、特にアジア地域からの訪日外国人旅行者が急増している中、中国等のアジア地域では口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されていることに加え、ASFの発生が急速に拡大し、**我が国へのASF等の家畜の伝染性疾病の侵入リスクが急激に高まっています。**

このように高まる侵入リスクに適切に対応するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実強化**に取り組めます。

家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）〔拡充〕

動植物検疫探知犬を大幅に増頭し、地方空港や国際郵便物を含めた探知活動を拡大することにより、**訪日旅行者の携帯品及び国際郵便物に対する検疫体制を強化**します。

＜事業イメージ＞



＜国際空港で活動する検疫探知犬＞



＜国際郵便局で活動する検疫探知犬＞